

論文

児童相談所児童心理司の業務に関する一考察

大島 剛^{*1}, 山野 則子^{*2}神戸親和女子大学^{*1}, 大阪府立大学^{*2}

● 要約 ●

全国193ヶ所の児童相談所主管課長および957人の児童心理司に対して、児童心理司業務に関する質問紙調査を行った。児童心理司は専門職採用であるが、5年未満のキャリアの浅い20代～30代の女性の比率が大きいことが示された。障害相談が一番多く、虐待相談は求められているが、一番精神的負担なものであった。昨今減ってきた育成相談をもっとやってみようという気持ちも示された。心理検査などのアセスメントは中心に行うが、心理療法やカウンセリングなどへの関心が高く、臨床心理士としてのアイデンティティがある程度定着している可能性がある。しかし、児童相談所の地域差や位置付けによって児童心理司の業務に差が大きく、児童心理司が行う相談業務の質的な違いが個人的な感覚を超えて結果に反映されているようである。児童心理司をいくつかのサブグループに分けて再度分析を行い、より詳細な特徴を検討していく必要がある。

● Key words : 児童相談所, 児童心理司, 相談業務, 児童虐待, 心理診断, 心理療法

人間福祉学研究, 2 (1) : 19-33, 2009

1. 問題および目的

児童福祉法第12条によって、都道府県、政令指定都市等に設置されている児童相談所は、増え続ける虐待を受けた子どもの処遇の中核的機関として機能しているだけでなく、急激に認識が高まった発達障害や療育手帳に関わる判定事務などの障害相談、および低年齢化が指摘されている非行相談により、多忙を極めて疲弊している状況である。また法定業務の適切な運営や相談援助活動の円滑な実施のために、厚生労働省は児童相談所運営指針によって、全国の児童相談所に対して具体的な指標を示している(児童相談援助指針検討委員会, 2005)が、その業務の実態には自治体による地域差が多く存在している。そして所内で働く児童福祉司や児童心理司などそれぞれの職種の業務のあ

り方にも依然としてあいまいな部分が残っている(「児相の心理臨床」編集発行委員会, 1998)。

厚生労働省は「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書」の中で、都道府県(児童相談所等)における児童家庭相談機能の強化のために、地域の実情に配慮しつつも児童相談所の必要な職員体制の確保が必要であるとしている。また、児童福祉司および児童心理司の専門職採用および継続的な研修の必要性が示され、配置比率3:2を目安にして1:1を目指すよう提言されている。特に児童心理司は、従来の判定業務に加え、一時保護中の子どもの心理療法、心理面からの援助方針の策定、施設入所後のケアの評価などにも積極的に関わることが求められていることから、配置の充実が必要とされている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 2006, website)。

このようなことから児童心理司のあり方についての研究が急務であると考えられる。しかし、一時保護所に対する児童心理司の関与の一連の研究(大島, 2006)(大島ら, 2006)(大島ら, 2007)(大島ら, 2008)(大島, 2009)および「児童相談所における心理職員の配置状況と業務量・内容に関する調査」(才村ら, 2007)以外には、児童心理司のあり方に関する研究は少ないのが現状である。

本研究では、全国の児童相談所で働く児童心理司およびその主管課長に直接アンケート調査を行い、配置実態や業務の現状把握だけでなく、日常業務について彼らが考えているもの、求めているものを調査し、児童心理司のあり方の検討を行っていく。

2. 方法

2.1. 対象および時期

2008年9月に、全国217ヶ所(支所、分室などを含む)の児童相談所の心理部門の主管課長および全児童心理司が対象とされた。各児童相談所に質問紙を郵送し、193ヶ所(88.9%)から主管課長対象の質問紙の回答が得られた。ただし、このうち6ヶ所は主管課長が置かれていないために、主管課長以外が回答している。また、児童心理司対象の質問紙には957人の心理職員から回答が得られたが、そのうち常勤が745人であった。

2.2. 手続きおよび質問内容、分析方法

質問紙は心理司担当主管課長用1部と、予測される人数に余裕を持たせた部数の児童心理司用が各児童相談所に送付された。無記名による回答であるが、児童相談所ごとに主管課長用、児童心理司用を一括して返信用封筒にて返送された。

主管課長用では、児童相談所の概要、児童心理司の待遇、実際の業務、考えられる役割などが質問された。一方、児童心理司用では、児童心理司自身の属性情報、待遇や研修体制、業務内容およびそれらに関する考えなどが質問された。本研究

では、これらの質問項目の一部のみを分析して、質問紙ごとに検討を行った。

3. 結果

3.1. 児童心理司の属性および行政的な位置づけ

3.1.1. 性別、年齢、勤続年数

回答のあった児童心理司(他の心理職、非常勤職を含む、以下同様)は、男性26.5%、女性73.5%であり、男女比は約1:3で圧倒的に女性が多い。年齢は、20代33.1%、30代41.7%、40代16.3%、50代7.4%であり、約1/3が20代、そして約4割の30代を加えると、全体の3/4が若手~中堅層となり、比較的若い女性が中心的存在であると推測される。また、児童相談所の心理職としての勤続年数は、56.0%が5年未満であり、年齢だけでなく心理司としてのキャリアの浅さが特徴として挙げられる。

3.1.2. 採用区分、職種名、異動経験

採用区分に関しては、主管課長による回答と、児童心理司による回答がある。主管課長の回答では、心理専門職採用76.6%、その他の専門職採用15.0%、一般行政職4.2%であったが、児童心理司による回答では、心理専門職採用70.4%、その他の専門職採用17.6%、一般行政職8.0%となっており、若干心理専門職採用の割合が減っている。同じ児童相談所で複数の採用区分の児童心理司が混在するか、回答のあった非常勤職の採用形態が数値に影響していると考えられる。児童心理司用の質問紙では、職種を児童心理司としているのが全体の84.9%であり、その他はスーパーバイザー2.7%、心理療法担当職員2.4%、一時保護所担当心理士4.9%であった。この児童心理司の集団のみを母数とすれば、主管課長のほうの結果と近くなってくるかもしれない。児童心理司用の回答からは、心理職以外の異動経験は47.9%があると答えており、その際は指導員31.0%、児童福祉司23.9%、一般行政職21.1%となっており、その他

には生活保護ケースワーカー、福祉施設職員、保育士、精神保健福祉士などの福祉系が多かった。しかし、比較的児童相談所内での他職種への異動が多いのではないかと推測される。

3.1.3. 資格、アイデンティティと思う学問

児童心理司の所持している資格は、臨床心理士47.5%、教諭24.6%、その他の心理士8.7%、社会福祉士5.3%、保育士4.6%となっており、その他では、精神保健福祉士、社会福祉主事、ケアマネージャー等の福祉系資格、言語聴覚士などであった。半数は臨床心理士ないし他の心理資格を所持しているが、教員資格が意外と多いことが示された。

自分のアイデンティティだと思う学問背景については、臨床心理学51.8%で最も多く、ついで発達心理学21.6%、教育心理学8.2%、社会心理学

6.0%であり、9割近くが心理学系、特に臨床心理学を選択している。社会福祉学、精神保健福祉学など心理学系以外はそれぞれ数%しか選択されていない(図1)。

3.2. 児童心理司の業務

3.2.1. 相談種別

3.2.1.1. 児童心理司が関わっている相談種別

主管課長の回答によれば、相談種別において、児童心理司が関わっている業務は、保健相談以外の養護相談、虐待相談、障害相談、非行相談、育成相談においてほとんどが9割前後となっている。ただどの相談種別でも100%には到達しないのは、一部で相談種別による児童心理司の分業が行われている可能性が示唆される。保健相談は件数としてはかなり少ないために、関わったことのない児童心理司が約半数存在するのであろう(図2)。

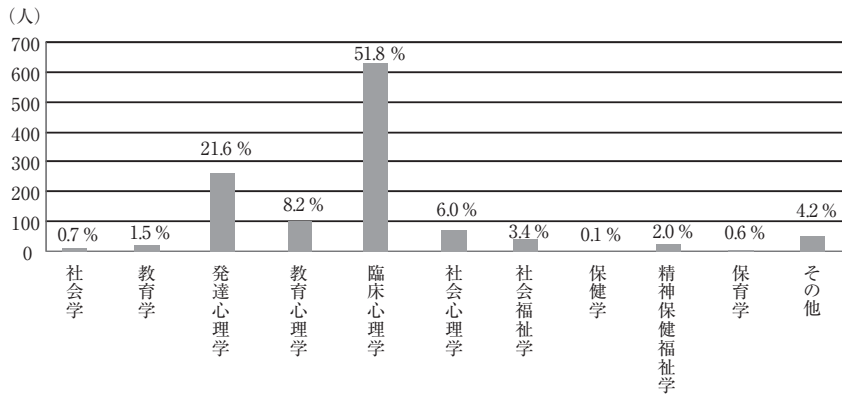


図1 自分のアイデンティティだと思う学問

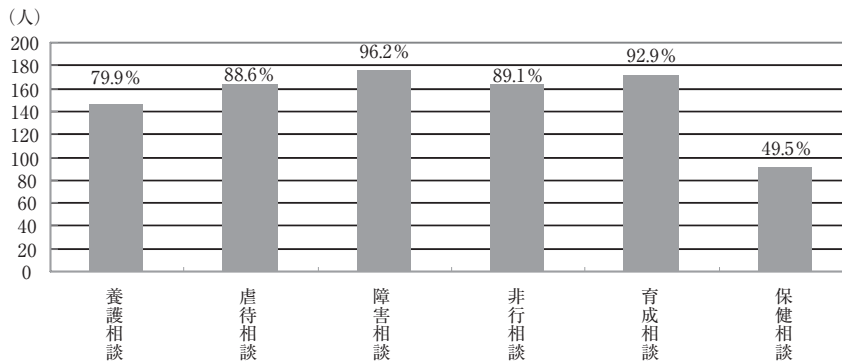


図2 児童心理司が関わっている業務(相談種別)

3.2.1.2. 最も多い相談

児童心理の回答において、児童心理司が関わる相談では、障害相談が55.0%と半分を超えており、次に22.7%で虐待相談となっている。療育手帳や発達相談など、従来障害相談が多いことが報告されている状況と一致する。しかし、虐待相談が20%を超えて2位になっており、虐待相談の爆発的増加の影響がここにも認められる（図3）。

3.2.1.3. 最も精神的に負担な相談

やはり当然ではあるが、63.6%と全体の6割を超える児童心理司が、虐待相談をあげている。次に障害相談と非行相談が10%程度と続いている。非行相談も背景に家庭の問題、虐待の問題が絡んでいることが多く、精神的負担が高くなることは

理解できる（図4）。

3.2.1.4. 必要があるができない相談

全般的にそれぞれの相談が満遍なく選択されている。1位は23.2%で保健相談が来ているが、虐待相談が16.2%で2位、10%強で非行相談、育成相談が続いている。保健相談、育成相談などはほとんど対応ができていないという表れかもしれない。また虐待相談がこれだけ対応していても上位に出現するのは、現状では多すぎて対応ができていない児童相談所の存在を意味すると考えられる。一方で、12.5%が「なし」と回答しているのは、十分に余裕のある児童相談所も存在することが示唆される（図5）。

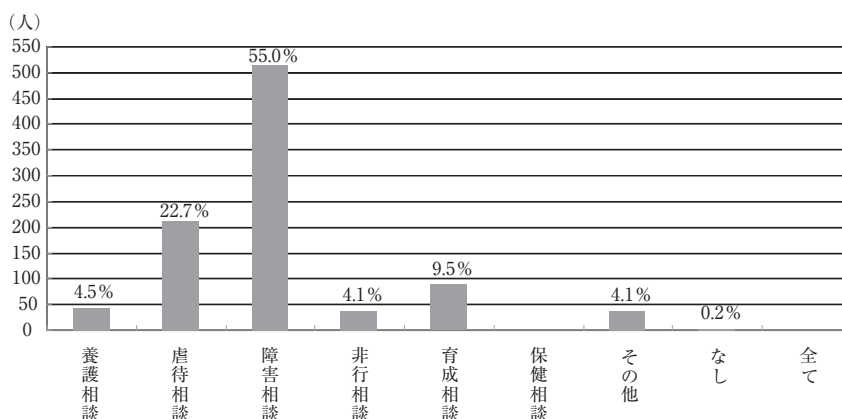


図3 最も多い相談

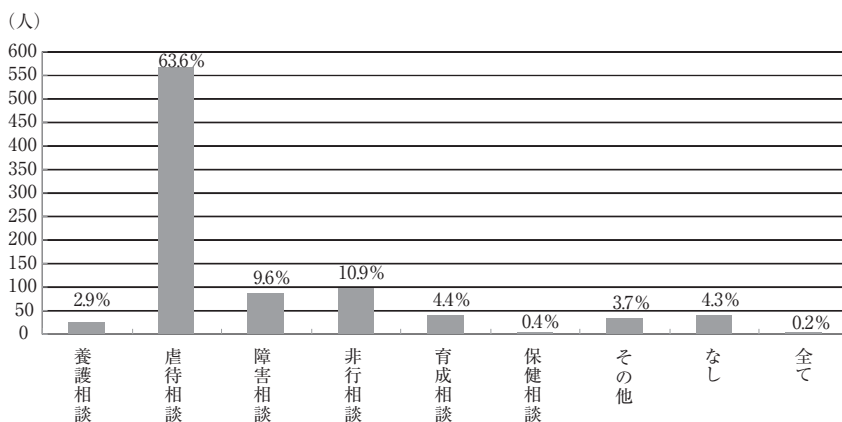


図4 最も精神的に負担な相談

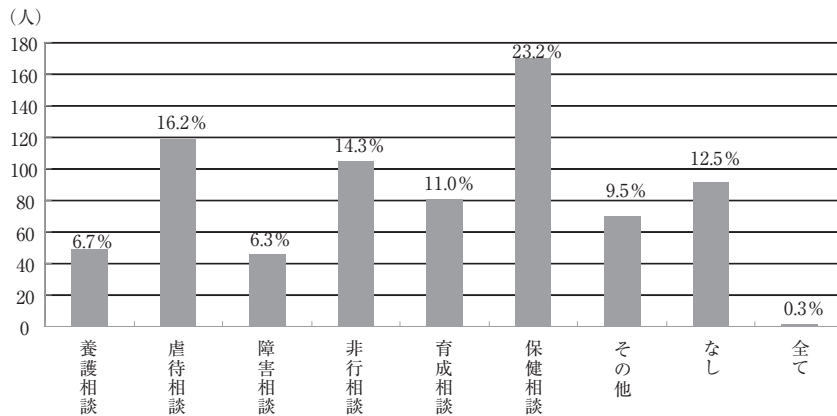


図5 必要があるができない相談

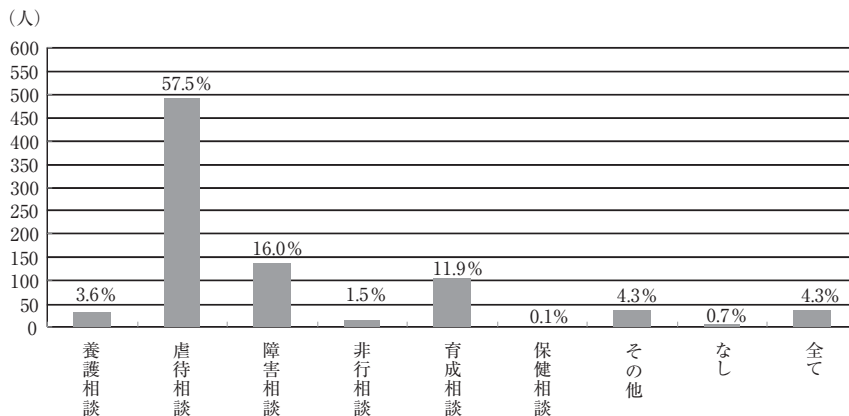


図6 最も求められている相談

3.2.1.5. 最も求められている相談

虐待の専門機関として期待されている児童相談所を反映して、57.5%と6割近くの児童心理司が虐待相談をあげている。次に障害相談が来ており、これも発達障害など障害に対する意識の高まりが反映されているかもしれない。3位に11.9%で育成相談が来ている。非行相談と比べれば、育成相談のほうが児童心理司は求められると感じていると思われる(図6)。

3.2.1.6. 実際に行いたい相談

児童心理司が行いたい相談では28.8%と虐待相談が1位に来ており、被虐待児に対して児童心理司が何をすべきか、何ができるかに関心が高い

ことが示されている。2位に育成相談が25.3%、3位に障害相談が17.8%で入っているが、育成相談や障害相談の中核となるケースはどのようなものなのかを再吟味するべきかもしれない。従来よく行われていた不登校児童に対するアプローチや発達障害の相談ニーズの増加などが含まれている可能性が考えられる(図7)。

3.2.2. 運営指針上の業務

3.2.2.1. 児童心理司が関わっている運営指針上の業務

当然のごとく心理検査、心理面接を行って、助言指導や心理療法、カウンセリングを行うというオーソドックスなものが9割前後を占めている。

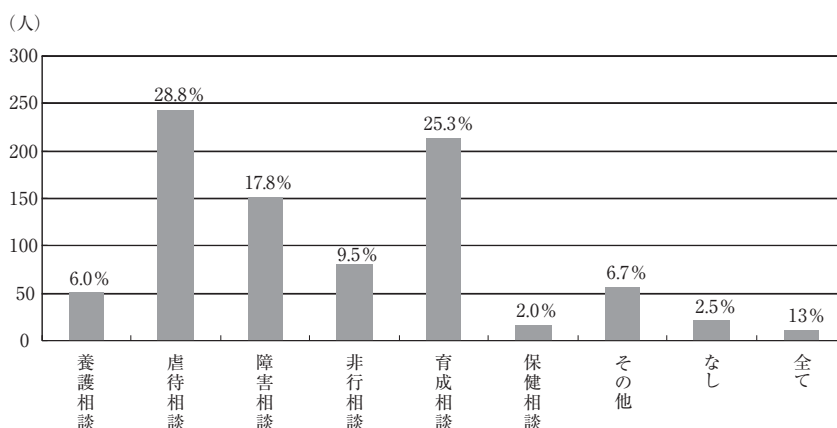


図7 実際にやりたい相談

心理療法やカウンセリングが若干少ないのは、継続相談を行っていない（行えない）児童相談所の存在を意味するかもしれない。これらは、各児童相談所の個別的な要因と考えられる。また関係者等への助言指導も児童心理司の専門性やアウトリーチの問題である可能性が示唆される。一方、受付面接や電話相談もある程度の比率で行われており、児童相談所によっては、他職種の業務も児童心理司が肩代わりしている可能性も考えられる。しかし、ほとんどの児童相談所においては、児童心理司が本来業務を全うしていることが示されている（図8-1）。

その他の業務では、一時保護所の心理診断、療育手帳、援助方針会議参加などが9割を超えており、やはりオーソドックスなものが主流となっている。巡回相談などは各児童相談所の地域性の特徴によるものと考えられる。健診以外に、遠隔地など児童相談所を離れて巡回相談に行く必要がある児童相談所も4割強は存在するという現状であろう。また、6割以上の児童相談所で、被虐待児の観察のために家庭や関係機関に児童心理司が同行すると報告されており、虐待相談に対する児童心理司の役割が増大してきていることが示されている。キャンプや集団療法などもまだ4割程度の

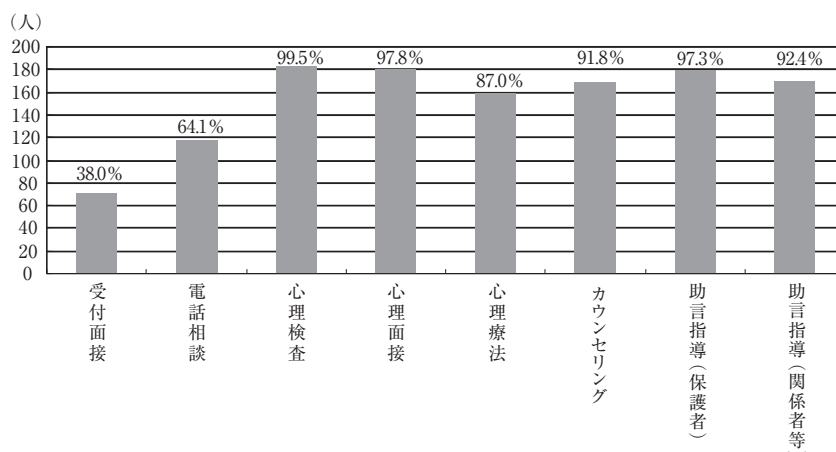


図8-1 児童心理司が関わっている運営指針上の業務(1)

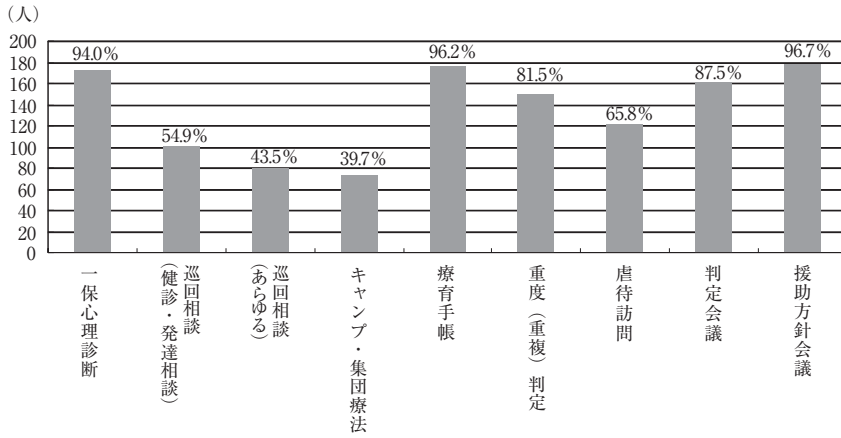


図8-2 児童心理司が関わっている運営指針上の業務(2)

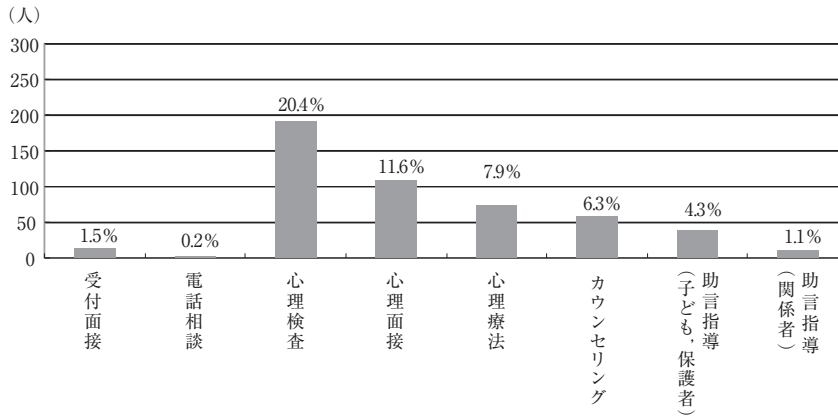


図9-1 最も多いもの(1)

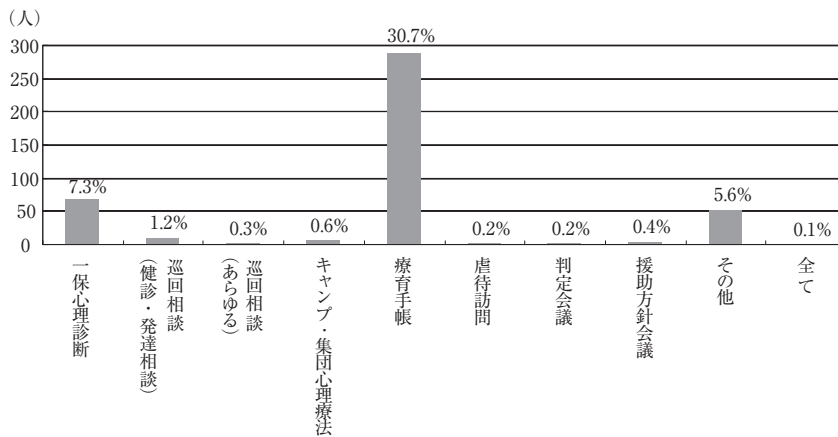


図9-2 最も多いもの(2)

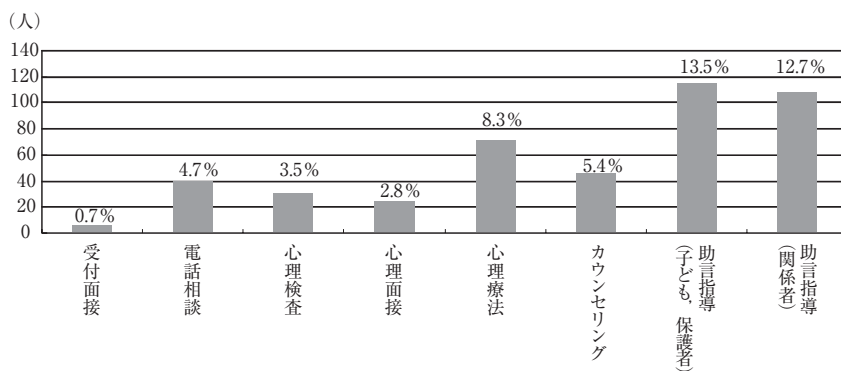


図 10-1 最も精神的負担なもの(1)

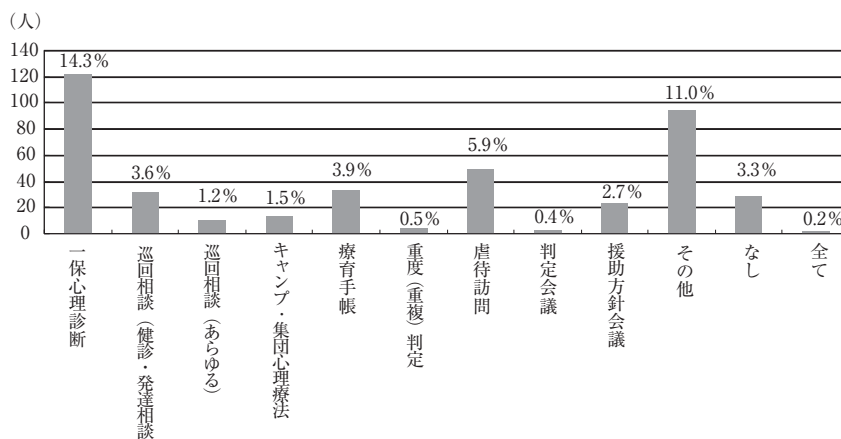


図 10-2 最も精神的負担なもの(2)

児童相談所で児童心理司が参加しており、このような児童相談所独自の業務が虐待や障害相談等の一辺倒に行われていないことに、児童相談所の底力が感じられる（図 8-2）。

3.2.2.2. 最も多いもの

全体の 30.7%が療育手帳をあげ、この業務が大きなウェイトを占めており、療育手帳専門に行っている児童心理司が一定数存在することが示されている。あとは心理検査、心理面接、一時保護児童の心理診断など、心理診断に関する内容が多く、まとめると約 40%となる。これに療育手帳も加えれば 70%程度の児童心理司は、アセスメントに業務のウェイトを置いていることがわかる。ただ

し、14.2%は心理療法・カウンセリングという心理治療に関する業務が多いと回答しており、心理療法担当職員的な位置づけの児童心理司も一定数存在していることが推測される（図 9-1、図 9-2）。

3.2.2.3. 最も精神的負担なもの

助言指導が保護者、関係者等を合わせて全体の 26.2%を占めており、一番多くなっている。初対面なし信頼関係ができていない保護者と面接をする場合はストレスが高くなると考えられるとともに、これらのケースには虐待も多いと推測され、虐待ケースとの接触からくるストレスを暗に表しているのではないかと考えられる。その他にも一時保護児童の心理診断が 14.3%で、若干数値は

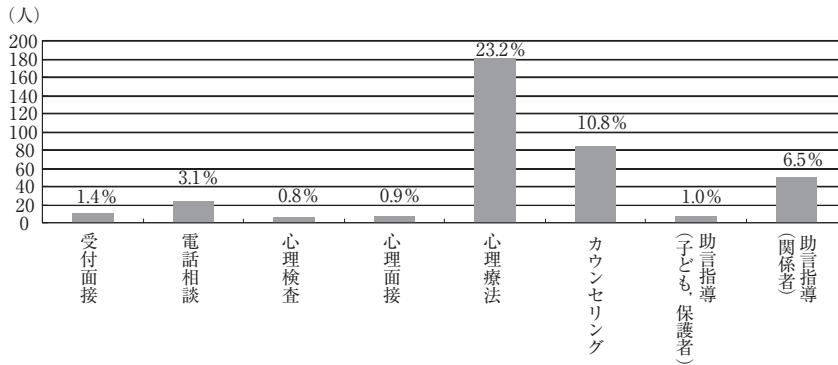


図 11-1 必要があるができないもの(1)

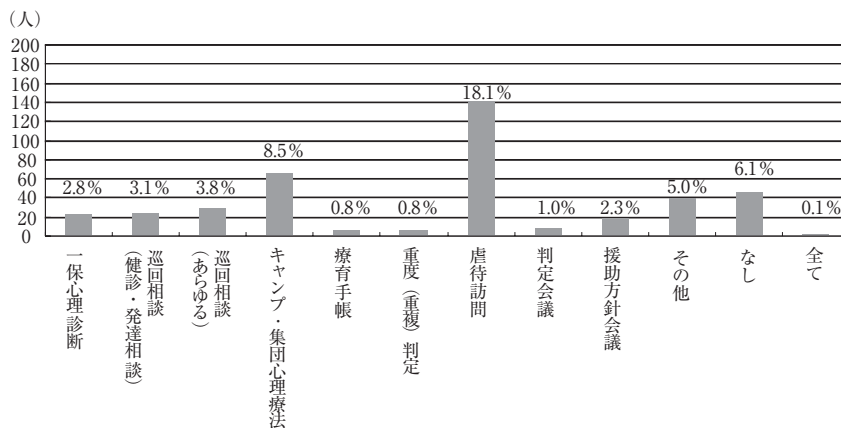


図 11-2 必要があるができないもの(2)

少ないが、虐待相談の家庭訪問等の同行が5.9%となっていることも同様であろう。また、カウンセリングが5.4%、心理療法が8.3%と心理治療としての精神的負担もあげられているが、むしろ児童心理司もアセスメントだけに偏らずに、心理治療などの専門的な業務をこなしている証拠でもあろう(図10-1, 図10-2)。

3.2.2.4. 必要があるができないもの

心理療法が23.2%、カウンセリングが10.8%、それにキャンプ・集団心理療法8.5%を加えると、40%以上がこれら心理治療的な業務を必要があるができないものとして選択している。どうしてもアセスメントのほうが多くなっている現実、児

童心理司の気持ちとしては、心理治療的な関わりもバランスよく行っていきたいことが示されている可能性がある。もう一方では、虐待相談の家庭訪問等の同行が18.1%もあげられており、児童心理司が増え続ける虐待に対して児童相談所職員として十分なことができていない思いを持っていることがうかがえる。一時保護児童の心理診断、関係者等への助言指導、巡回相談も少数ながら選択されており、児童相談所内で毎日行っている定型の心理診断以外の業務では、なかなか時間を取ることができない児童心理司の思いも伝わってくる(図11-1, 図11-2)。

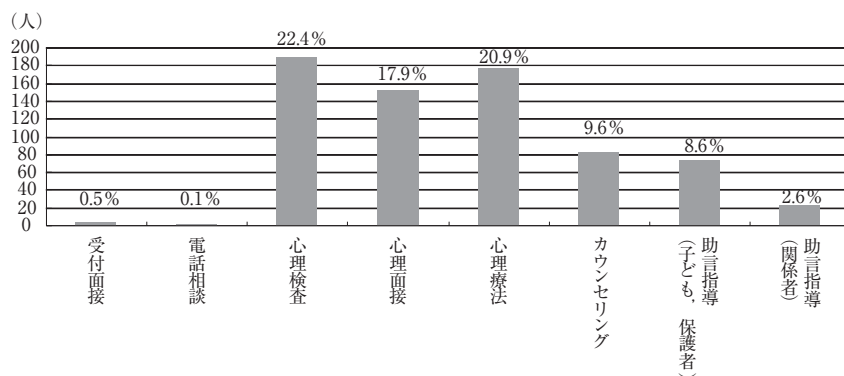


図 12-1 最も求められているもの(1)

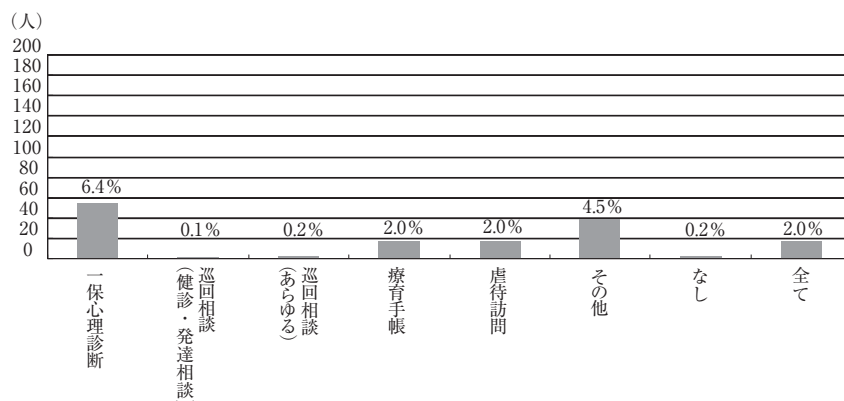


図 12-2 最も求められているもの(2)

3.2.2.5. 最も求められているもの

心理検査が22.4%、心理面接が17.9%であり、心理診断に関わることが全体の約40%、また心理療法が20.9%、カウンセリングが9.6%であり、心理治療に関わることが全体の約30%、保護者への助言指導が8.6%、関係者への助言指導が2.6%であり、助言に関するものが10%程度の状況となっている。児童心理司は、心理診断と心理治療の業務を全うすべきであるとはっきり認識されていることがわかる。全体を通しての傾向であるが、心理診断のほうが心理治療よりも優先されることが多く、児童心理司はアセスメントに対する意識や実務のウェイトが高いことが示されている(図12-1、図12-2)。

3.2.2.6. 実際に行いたいもの

できる、できないに関わらず、実際に行いたいものを調査すると、心理療法が41.4%と圧倒的に高く、カウンセリングの17.4%を含めると全体の60%弱にまで達する。これは、3.2.2.4.で示されたと同様に心理診断のほうが心理治療よりも求められているが、もう少しじっくりと心理治療的な活動を行っていきたいという児童心理司の気持ちの表われではないかと考えられる。もっと心理治療的なアプローチがしたいが、心理診断に追われて時間がないという切実さが感じられる(図13-1、図13-2)。

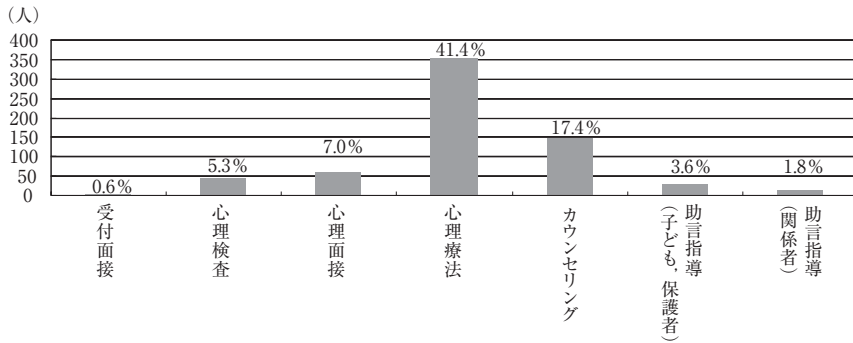


図 13-1 実際にやりたいもの(1)

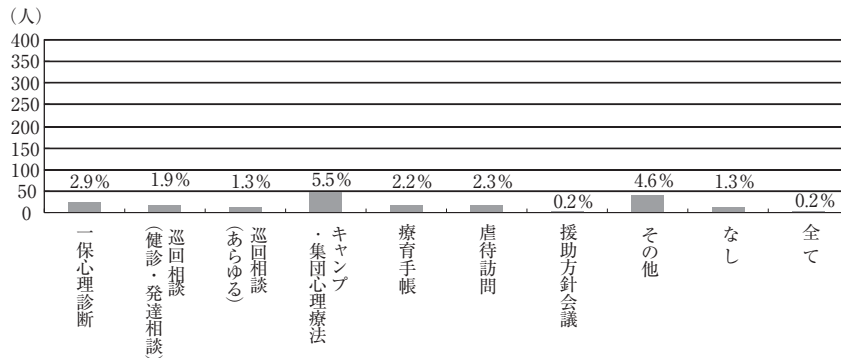


図 13-2 実際にやりたいもの(2)

4. 考察

4.1. 児童心理司の属性・資格等について

回答のあった児童心理司（他の心理職，非常勤職を含む）の年齢は，20代33.1%，30代41.7%であり，全体の74.8%を占めている．全国の児童心理司（心理判定員）356名（回収率46.8%）を対象にした大島ら（2006）の調査では，20代26.1%，30代39.3%と，全体の65.4%であったので，数年のうちに若年の児童心理司が10ポイント近く増加している可能性も考えられる．また，児童相談所の心理職としての勤続年数は56.0%が5年未満であった．大島らの調査結果では，現在の部署での在職年数では73.9%が5年以内，心理職としての通算在職年数は48.9%であった．質問の微妙なニュアンスの違いから，明確な比較対象にはならないが，いずれにしても約半数

の児童心理司が5年以内の専門職としてのキャリアしか有していないことが推測される．データには非常勤職が混じっている可能性はあるが，キャリアの浅い若手の女性児童心理司がある程度大きな割合を占めていることはまちがいない．

主管課長による回答と，児童心理司による回答が若干異なるが，いずれにしても児童心理司の7割以上が心理専門職で採用されており，逆にその他の専門職採用は2割，一般行政職採用は1割を切っていることから，心理領域では児童相談所における専門性の尊重がかなり定着してきたと考えられる．一方で心理職以外の異動経験は47.9%があると答えており，心理専門職で採用されるものが7割以上あるのに，約半数が他職種間の異動を経験しているという採用区分に矛盾がある状況も明らかになった．大島ら（2006）も同様の結果を得ており，専門性に厚みを増すための積極的な

意味での人事異動もある反面、ポストの少なさや一般行政の人事異動との連動によって、心理職としての業務につけない状況が存在する可能性も考えられる。採用区分には進歩が見られるが、その人事配置や運用に関しては、行政側の考え方が大きく影響していると考えられる。

児童心理司の所持している資格は、臨床心理士が47.5%、そしてアイデンティティとする学問を臨床心理学としている者が51.8%であり、着実に臨床心理士有資格者が増加していると考えられる。発達心理学などその他の学問領域や資格も心理系が多くを占めるようになっており、約9割が心理にアイデンティティを持っている者で構成されている。児童福祉司との人事交流は以前からあるが、少なくとも9割の児童心理司は心理専門職としての自覚を持って業務をこなしており、むしろ社会福祉など心理学以外を基盤に持っている者は思っていたよりも少なかった。このように児童心理司は、心理専門職としての地位が確立しているのであるが、一旦行政に入れば不本意な人事異動も含めて経験しなくてはならない実態が推測される。これは児童相談所を除く公的機関に人事異動の対象となる心理職としてのポストが、まだ十分に用意されていない状況と考えられる。教諭の資格を持つ児童心理司が24.6%いることに関して、業務として教諭をした経験があるかが不明であるが、心理学系の学部では「社会」や「公民」の教員免許を取ることができるため在学中に教職資格のみ取得していた可能性も考えられる。

4.2. 児童心理司の業務内容について

4.2.1. 相談種別

保健相談を除けば、養護・虐待・障害・非行・育成相談ほとんどに9割前後の児童心理司が関与している。児童心理司が種別担当ではなく、あらゆる児童の相談に関わる可能性を持っていることになり、心理職として幅や厚みのある経験を積み重ねられる点では望ましいことと考えられる。ただし、全ての相談種別が100%にならないことか

らも、一部では特定の相談に特化している児童心理司がいる可能性もある。才村ら(2007)は、児童相談所の心理職の業務についてクラスター分析を行い、判定業務中心の非常勤職の一群がいることを報告している。本研究においては、非常勤職の結果が混じっているためにこのような結果になった可能性も示唆される。保健相談はもともと児童相談所の相談件数でも少なく(日本子ども家庭総合研究所, 2009)、市町村の母子保健センターなどで対応されることが多いため児童心理司の関与が少ないと考えられる。

全国の児童相談所の統計では障害相談が一番多いと報告されている(日本子ども家庭総合研究所, 2009)が、全体の半分強の児童心理司しか障害相談を一番多いと報告していない。虐待相談が22.7%、育成相談9.5%、非行相談4.1%と障害相談以外を最も多い相談としている。このことから上記のように児童心理司があらゆる相談に関与できる体制ではあるが、相談種別への専門特化までとはいかないが、実際はある程度相談種別に対する分担が進んでいる児童相談所があると考えられる。

「必要があるができない相談」では、保健相談を除くどの相談種別も満遍なく10%前後が選択されている。またそのような相談種別は「なし」と12.5%が答えている。児童相談所内の種別分担によるものか、児童相談所の地域差によるものか不明確であるが、ここにも地方自治体立の児童相談所の地域性が読み取れる。

「最も精神的負担な相談」は、当然のごとく虐待相談であるのだが、児童心理司全体の6割程度しかこれを選択していない。本来もっと高くあるべきと考えられるのだが、障害相談や非行相談を選択している児童心理司が1割程度ずつ存在している。「最も求められている相談」においても同様に虐待相談が6割程度であり、非行相談のかわりに育成相談が選択されている。これも児童相談所内の種別分担によるもの、児童相談所の地域差によるものの影響ではないかと考えられる。少な

くとも全体の1～3割程度は、通常考えられる平均的な児童心理司の位置づけとは異なった業務を行い、考え方や感じ方が少し異っているのではないかと推測される。

「実際に行いたい相談」になると、「最も求められている相談」で出現していた育成相談が25.3%の高率になっている。つまり、約1/4の児童心理司は、本来育成相談にももっと重きを置いたり、しっかりと対応したりすべきであると考えており、いずれにしても育成相談には親近感を持っているかのような印象がある。たとえば不登校児童への心理的アプローチに心理職としての存在感を持っているのかもしれない。一方で、28.8%の児童心理司が「実際に行いたい相談」に虐待相談をあげていることは、これらの児童心理司は虐待相談をほとんど行っていない可能性が出てくる。どこの児童相談所でも虐待相談件数は増加しているはずなので、件数が少なく行わないのではなく、種別分担による影響の可能性と考えられる。

4.2.2. 運営指針上の業務

選択肢が多く、統計上の検定を行っておらず、数～10%程度の違いからは判断しにくい。詳細な考察はここでは行わない。「最も多いもの」では、療育手帳と心理検査、心理面接で6割を超えるので、心理アセスメント系の業務を最も多いと選択している児童心理司が中核であると考えられる。これは才村ら(2007)の結果にも一致する。前章の相談種別でもそうであったが、ここでもまた6割前後が同じ意見を持っており、残りは10%前後の数グループに分類される傾向が見られ、これらのグループに分類した上で再度分析を行うのがいいのではないかと考えられる。

「最も精神的負担なもの」では助言指導がやや多いのが特徴であり、「必要があるができないもの」「最も求められているもの」「実際に行いたいもの」では、心理療法やカウンセリングが他に比べて多くなっている。児童心理司は若手の女性が多いために、助言指導時やケースが虐待に絡む場

合のプレッシャーが強いが、本来は心理療法やカウンセリングをする役割であると考えていることが多いのではないかと考えられる。臨床心理の専門家として心理治療にもっと携わっていきたいという意図が強く反映されていると考えられる。前章の実際に行いたい相談で育成相談が上位に入ってきたことと考え合わせると、心理療法の効果がたぶん出やすいであろう不登校や情緒的問題に対する継続指導が十分に行えなくなっているという影響が考えられる。虐待相談や(発達)障害相談に時間を多く割かれる現状に対して、児童心理司が心理専門職としてもっといろいろな方面で広く、深く活躍していききたいという前向きな気持ちの表れであると考えられる。

4.2.3. まとめと展望

今回の調査では非常勤職が交じっているとはいえ、日本の児童相談所では専門職採用であるが、キャリアの浅い若手の女性の児童心理司の比率が大きいということが示された。心理検査などのアセスメントは行うが、むしろ心理療法やカウンセリングなどへの関心が高いことが示唆され、臨床心理士としてのアイデンティティがある程度定着している可能性も考えられる。虐待相談や障害相談には関心があるが、昨今減ってきた育成相談をもっとやってみようという気持ちもある様子である。

しかし、各児童相談所の児童心理司の置かれた状況の実態に大きな差があることが推測され、いずれにしても、児童心理司が行う相談業務の質的な違いが個人的な感覚を超えて今回の結果に反映されているようである。才村ら(2007)が行ったように、児童心理司の属性や待遇、業務内容などによりクラスター分析をした上で、児童心理司をいくつかのサブグループに分けて再度分析を行い、より詳細な特徴を検討していく必要がある。それによってそれぞれ特徴を持った児童相談所の児童心理司として、業務のあり方に関して新たな知見を示すことができるのではないかと考えられる。

本研究は、財団法人こども未来財団 平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業「児童心理司の業務のあり方に関する調査研究（主任研究者 山野則子）」の一部を加筆修正したものである。調査に協力していただいた児童相談所職員の方々に感謝いたします。

参考文献

- 大島剛（2006）「一時保護中の被虐待児童への心理アセスメントの実際」『神戸親和女子大学人間科学科紀要』2, 97-103.
- 大島剛（2009）「アセスメントとケア」安部計彦編『一時保護所の子どもと支援』明石書店, 74-90.
- 大島剛・安部計彦・高木裕子（2008）「児童相談所一時保護所担当心理士の役割に関する調査研究」『神戸親和女子大学『研究論叢』』41, 137-146.
- 大島剛・菅野道英・小川素子（2006）「一時保護中の被虐待児童と親の面会に関する調査研究—児童心理司（心理判定員）から見た子ども側の判断基準—」『神戸親和女子大学大学院研究紀要』2, 1-9.

- 大島剛・高木裕子・安部計彦（2007）「児童相談所一時保護所の心理職のかかわりに関する調査」『子どもの虐待とネグレクト』9(1), 74-78.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書」
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/04/s0428-2.html>) 2009/7/17.
- 才村純・根本顕・有村大士（2007）「平成 19 年度全国児童相談所長会委託調査『児童相談所における心理職員の配置状況と業務量・内容に関する調査』」.
- 「児相の心理臨床」編集発行委員会（1998）『児相の心理臨床』15.
- 児童相談援助指針検討委員会（2005）「子ども・家族の相談援助をするために—市町村児童家庭相談援助指針・児童相談所運営指針—」財団法人日本児童福祉協会.
- 日本子ども家庭総合研究所編（2009）『子ども資料年鑑 2009』KTC 中央出版.

The Role of a Child Psychologist in the Japanese Child Guidance Center

Tsuyoshi Oshima^{*1}, Noriko Yamano^{*2}

^{*1}Kobe Shinwa Women's University

^{*2}Osaka Prefecture University

A survey to study the role of child psychologists was conducted by questionnaire, sent to the child psychology divisions at the 217 child guidance centers across Japan. Responses were received from 193 centers and 957 child psychologists and 187 supervisors.

The child psychologists at child guidance centers are hired professionals, but results indicated that a large percentage are young women (in their 20s and 30s) with less than five years' career experience. The majority of requested consultations concerned cognitive and physical impairments, and it was shown that consultations regarding abuse created the greatest mental stress. The child psychologists seemed interested in providing consultations concerning the upbringing of children, an area which has been on the decline recently.

The psychologists mainly perform psychological assessments using psychological tests and so on, but a strong interest in psychotherapy and counseling was also indicated, which suggests that they may identify themselves to some degree as clinical psychologists.

Significant variations in the roles played by child psychologists due to the regional and situational circumstances of each child guidance center can be inferred and these are reflected in qualitative differences in the consultative practices of the child psychologists that go beyond personal considerations.

Additional analysis after dividing the child psychologists into sub-groups will be necessary to study further characteristics in more detail.

Key words: child guidance center, child psychologist, consultative practice, child abuse, psychological assessment, psychotherapy